

令和6年度第10回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年1月7日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江 藤 由之助

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 41 号	農地法第3条の申請について
議案第 42 号	農地法第5条の申請について
議案第 43 号	農地転用事業計画変更計画について

議案第 44 号	非農地証明願いについて
議案第 45 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 46 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 47 号	農用等利用最適化推進施策の改善に係る意見書の提出について
報告第 6 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和6年度第10回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9 時 36 分 : 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第41号」から「議案第47号」までの7議案22件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第41号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。議案書1ページをお開きください。 「議案第41号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。 申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、他 筆、 合計 筆の m ² 。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	12月17日、事務局職員2名、 委員、私で現地確認をしました。申請地は、 から 方面へ行くと、その途中に があります。 の手前の道を右折し、約300m上がると右手にあります。この場所は道路より一段低く、そこに下りる道がありません。譲渡人の さんは県外在住で管理ができません。譲受人の さんは近くで農業をやっている、無償で譲渡すということになりました。 さんが隣に畑を持っていまして、そこは下りる道がありますが、ここはありません。後作に野菜、イモ等を植え付けるといことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまったため申請となりました。

	譲受人は以前から申請地の隣地でお米や野菜を作っており、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はサツマイモなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	12月18日、■■■■委員、私、事務局職員2名、■■■■さんで現地確認をしました。申請地は、■■■■から上って500mくらいのところにあります。親から子への贈与です。図面の土地になります。以上です。よろしくお願いいたします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今、■■■■委員から説明があった通り、12月18日、現地確認をしました。野菜、カボスをするということでもあります。息子さんについてはまだ■■歳で、土日に作業をするということでもあります。以上、ご審議ください。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は両親と同居しており、土日などを使って野菜を作りたいということで、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は白菜・大根・サツマイモなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、孫への贈

	与、祖父からの受贈です。 以上です。
議長	3 番について、農地委員より説明願います。
委員	12 月 19 日、委員、事務局職員 1 名、譲受人の氏と私の 4 名で現地確認をしました。申請地は、線から線に入り、方面に向かいます。信号から方面に向かうとの登り口の下にある信号を左折し、方面に向かいます。4km ほど上ると左側にあります。祖父であるさんが所有していますが、高齢であり農業できないということで、通常であればお父さんに譲渡するところになりますが、お父さんが亡くなっていますので、さんが専業で跡をついで家の近くの農地を利用して耕作しています。今回孫への贈与ということで申請となりました。よろしくご審議お願いします。
議長	3 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。譲受人のさんはお父さんを亡くされていて、脱サラということで昨年から新規就農で取り組んでいます。おじいさんが高齢ということでありますので、孫のさんが継ぐということです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、祖父から孫への贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は昨年から就農を開始した認定新規就農者であり、すでに経営を移譲されていることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は白ネギ・里芋・スイートコーンなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 3 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 4 番、申請人、譲渡人、歳、譲受人、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積㎡、他筆、合計筆の㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、空き家取得と農業開始です。 以上です。
議長	4 番について、農地委員より説明願います。
委員	12 月 19 日、委員、事務局職員 1 名、計 3 名で現地確認をしました。今回両人とも県外在住のため立ち合いは出席していません。申請地は、から線、方面に 10km ほど進んだところの地区の沿いです。今回は譲受人のさんが譲渡人のさんの空き家を購入し、農地も畑として管理すると聞いています。よろしくお願いいたします。
議長	4 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	只今、委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は市外在住で新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を取得して手続きが終わり次第、杵築市内に移住する予定です。耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はなす・トマト・きゅうりなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われまます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第41号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第41号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第41号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第42号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の です。よろしくお願いいたします。議案書3ページをお開きください。 「議案第42号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一時転用（賃借権の設定）になります。 番号1番、申請人、土地所有者、区、 、 歳、同じく申請人、土地所有者、 、 、 歳、転用者、 、 、法人、設立 年。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、外 筆、合計 筆の m²。申請内容、仮設事務所・資材置場・駐車場用地（一時転用）として。申請理由、申請地近隣で太陽光発電施設の設置工事を行っているが、仮設事務所資材置場・駐車場が不足しているため、農地として復旧することを条件に申請地を一時的に利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、農地委員より説明願います。

委員	12月19日、委員、事務局職員1名、のの担当者、私の5名で現地確認をしました。申請地は、の信号から左折し、方面に向かい、500mほど進むと左折し、400mほど上りがあります。そこを左折し、左側にさんの事務所があるところを道路挟んだ反対側になります。太陽光発電施設の仮設の事務所が建っていますが、いよいよ太陽光の敷設に入るといことで、その仮設事務所を今回の申請地に、駐車場、資材置場とともに新たに移設したいといことで申請となっています。予備期間を含めたところで1年間といことです。よろしくご審議お願いします。
議長	1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。仮設といことで、終わった後に現況復旧するといことです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者のさんは平成3年に父から、さんは平成30年に母から、それぞれ相続により申請地を取得しています。さんがさん、さんがさん所有の土地であり、現在はどちらも休耕中となっています。 転用者のさんは、申請地近隣で太陽光発電施設の設置工事を行っているさんの関連会社で、今回、工事を行う上で不足している仮設現場事務所・資材置場・駐車場として、申請地を一時的に利用する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、太陽光発電施設を設置する現場から近く効率的であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、本件は工事期間中のみの一時的な転用であることから、農業振興地域からの除外については不要となります。 次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は畑にそれぞれ接しており、仮設現場事務所・資材置場・駐車場への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に、仮設事務所■棟■㎡、太陽光パネル等の資材置場■㎡、駐車場■台分■㎡として一時的に利用する計画です。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 また、一時転用期間終了後は、転用前の農地の状態に現状復旧することについても確認済みです。 排水計画につきましては、北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された預金残高証明書が添付されており、資力について確認しております。

	以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第 42 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 42 号」については、農地法第 5 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 42 号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第 43 号」「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 4 ページをお開きください。 「議案第 43 号」「農地転用事業計画変更申請について」農地法関係事務処理要領第 4 の 6 の (3) のエに基づき、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号 1 番、当初計画者、 、 、 歳、事業継承者、 区、 、法人、設立 年。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請内容、駐車場用地として。 申請理由、申請地は、平成 20 年 3 月 28 日付けで農地法第 5 条により賃貸共同住宅用地として転用許可されたが、資金繰りがうまくいかなかったためアパート建設を断念した。現在は非農地化しているが、 を行っている法人の社宅として隣接するアパートと併せて売却する話がまとまったため、転用者を変更するとともに不足しているアパートの駐車場として転用目的を変更したい。こちらは第 2 種農地です。 以上です。
議長	1 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	12 月 27 日、事務局職員 2 名、 農業委員、私の 4 名で現地確認をしました。申請地は、 線を 方面に向かい、 と があります。そこを左折し、 地区に入ります。800m 入り、右側にあります。当初計画者の さんが平成 20 年アパート用地として転用許可を受けましたが、経営がうまくいかなくて、そのままになっていました。農地利用状況調査で 3 年間回る中で誰の土地かなと思っていましたが、今回 さんだとわかりました。この さんが さんにアパートと一緒に売却する話がまとまったようで、それに伴い転用変更ということでこの土地をアパートの駐車場として管理したいということです。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	1 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。駐車場にできれば周辺の景観もよくなるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	当初の転用計画者である■■■■■さんは、平成 20 年 3 月 28 日付けで農地法第 5 条により賃貸共同住宅用地として転用許可を受けた後、平成 20 年 4 月 8 日に売買により申請地を取得しています。 申請地にアパートを建設する予定でしたが、資金繰りが悪化し、計画遂行が困難になったため、事業は実施されずに現在は竹や雑草木が生い茂っている状況です。 事業継承者の■■■■■さんは、杵築市内で主に■■■■■を行っている企業です。今回、法人の社宅として隣接するアパートと併せて、申請地を売買する話がまとまったため、転用者及び転用目的の変更を行うものです。 事業計画の変更については、農地転用許可後に、許可を受けた転用事業の目的達成が困難となり、転用事業者に代わって転用事業を継承する者がいる場合には、事業計画の変更承認を行うものとなっております。 本日お配りしております資料の「様式 28 号 農用地転用事業計画変更申請に係る意見書」の中段、赤枠で囲っている 6 項目について、計画変更申請が妥当であるか意見を求めます。 まず、中段左上の 1 番です。許可の取消処分を行っても、旧所有者によって農地として有効に利用すると認められない理由については、平成 20 年に農地法第 5 条許可後、売買によって当初計画者に所有権移転登記済みであり、また、旧所有者は平成 21 年に死亡していることから、旧所有者によって農地として有効に利用するのは困難であると判断されます。 2 番です。許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失とは認められない理由については、転用許可後に、リーマンショック等の影響から資金繰りが悪化し、アパート建設を断念せざるを得なかったためであり、故意または重大な過失には当たらないと判断されます。 3 番の変更後の転用事業が変更前と比べて、緊急性及び必要性があると認められる理由については、アパート建設を断念後、申請地は雑草木が生い茂り、長らく非農地状態のまま転用未完了地となっていました。土地の有効利用の観点からも、今回の計画変更は緊急性及び必要性があると判断できます。 4 番の変更後の事業計画の実現が確実と認められる理由については、事業継承者である■■■■■さんが、自社保有の重機、原材料を使用して駐車場用地として造成する計画であり、土地利用計画、排水計画、資金計画についても確認しており、計画遂行は確実と見込まれます。 5 番の変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められる理由は、申請地周辺の農地については、申請地と同じく雑草木が生い茂っており、今後も耕作の見込みはないことから、営農上の支障はありません。 最後、6 番の農地転用許可基準からみた意見について、立地基準・一般基準ともに転用許可の見込みがあると判断できます。 今回の変更申請後、2 月総会の際に改めて農地法第 5 条の転用申請がありますので、その際に立地基準・一般基準については詳しく説明させていただきます。 以上のことから、今回の農用地転用事業計画変更申請については、妥当であると考えられます。 以上です。

議長	只今、「議案第 43 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 43 号」については、農地法関係事務処理要領第 4 の 6 の (3) のエに基づき、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 43 号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第 44 号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 5 ページをお開きください。 「議案第 44 号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号 1 番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和 49 年頃までは父がお米を作っていたが、高齢で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	先ほど 3 条申請があった土地の隣になります。竹、木などで覆われて元の水田に戻すことはできないという状態です。3 条の土地は さんが譲り受けるということでしたが、あわせて、自分ができるだけの処分をしますとお伺いしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	1 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 12 月 17 日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、昭和 58 年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和 49 年頃までは前所有者である父がお米を作っていましたが、高齢になり管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、先程議案第 41 号農地法第 3 条の番号 1 番でご審議頂きました周辺の農地と併せて売却予定とのことです。 以上です。

議長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 2 番、申請者、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である夫が昭和 54 年頃に住宅及び倉庫を建設した際の残地であり、進入路及び庭先として造成してしまった。 以上です。
議長	2 番について、[] 農地委員より説明願います。
委員	12 月 19 日、事務局職員 1 名、[] 農業委員、司法書士の方、私の 4 名で現地確認をしました。申請地は、[] 線を [] 方面に進み、[] を左折し、[] を渡りすぐ右側にあります。申請者の [] さんの旦那さんが住居及び倉庫を建設し、進入路、作業場、庭として利用してきたそうです。現在は [] さんが [] に入居しており、家の管理ができそうもありませんので非農地申請となりました。地目変更後、他の土地とあわせて売却する予定ということです。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	2 番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、[] 農地委員が説明した通りです。[] を渡ってすぐ [] 方面に行くところの右側です。立地条件はいいです。自宅がすぐ隣にありますし、周辺が空き地になっております。この際いっぺんに売却してしまえばいいのかなと思います。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 12 月 19 日に、[] 農地委員、[] 農業委員と確認しました。 申請者は、令和 5 年に夫からの相続により申請地を取得しています。前所有者である夫が昭和 54 年頃に自宅を建築する際、進入路及び庭先として、バラスを敷いて造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 5 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に空き家と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 3 番、申請者、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、令和 3 年まではお米を作っていたが、鳥獣被害がひどく傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	3 番について、[] 農地委員より説明願います。
委員	12 月 19 日、事務局職員 2 名、[] 農業委員、私で現地確認をしました。申請地は、[] 線を [] の信号を入り、[] 方面に約 2km 進み、[] を過ぎたところに川があります。川の横に申請地に行く長い道がありますが、そこが管理していなくて行けない状態です。

	右側の道から見ました。3年前まで耕作していましたが、鳥獣被害が多く耕作を断念したとのことです。セイタカアワダチソウが茂っています。非農地申請がありましたので慎重審議よろしくお願いたします。
議長	3番について、農地委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。川沿いに狭い道路がありますが、現状上がっていくことができません。遠目から見たところ水路も困難じゃないかなということで、非農地申請がありましたので慎重審議よろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を12月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成19年に父からの相続により申請地を取得しています。令和3年まではお米を作っていましたが、猪の被害がひどく傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和7年1月20日付けで農用地区域からの除外申請予定であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、農地委員、農業委員。申請の土地、大字字三、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成5年頃までは母がお米を作っていたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	12月19日、事務局職員2名、農業委員、私で現地確認をしました。申請地はを行って、左側の斜面に狭い道があり、そこから上がってY字の交差点を右に行き、方面の上の方に入る山と山の谷間になります。平成5年頃までは耕作されていたそうです。今はもう耕作していません。右側の斜面は木が生えていなかったのですが、日照時間が短かったり、猪が出たりということで非農地申請となりました。慎重審議よろしくお願いたします。
議長	4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	申請者のさんは、現在施設に入っています。義理の子どもさんから非農地証明を出してくださいということで話がありました。只今、委員が説明した通り、日照がないということで農地としては難しいと判断しました。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を12月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、昭和20年に母からの相続により申請地を取得しています。平成5年頃までは、お米を作っていましたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。

	申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和7年1月20日付けで農用地区域からの除外申請予定であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に近所に住む親族に譲渡予定とのことです。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、外[]筆、合計[]筆の[]m²。申請地の状況は原野・山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成17年頃まではお米を作っていたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	5番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	先ほど3条申請のあった[]さんです。申請地は、3条申請のあった土地の近くです。申請地は、図面をご覧ください。場所がバラバラです。平成17年頃まではお米を作っていたということですが、高齢のためできないということで、元に戻すことができないということです。よろしくお願いいたします。
議長	5番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	12月18日、[]農地委員、事務局職員と現地確認をしました。申請地は、息子さんが[][]をしているので、自宅の周辺だけは耕作したいということで、それ以外は耕作が困難ということで、今回非農地申請となりました。[]沿いの方は畦畔がきつくて作業が困難であるということで、非農地申請となりました。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を12月18日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、昭和47年に父からの相続により申請地を取得しています。平成17年頃まではお米を作っていましたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和7年1月20日付けで農用地区域からの除外申請予定であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、先程議案第41号農地法第3条の番号第3号でご審議頂きました農地と併せて、息子に名義を変更する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃まではお米を作っていたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。

	以上です。
議長	6 番について、農地委員より説明願います。
委員	12 月 18 日、委員、私、事務局職員、申請者のさんで現地確認をしました。申請地は、からちょっと上ったところです。平成 16 年までお米を作っていましたが、高齢で断念したということで、元に戻すことは不可能です。よろしくお願いいたします。
議長	6 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、農地委員から説明した通りですが、さんは高齢で、後継者がいません。この圃場についても、形状がちょっと下がっているところで、機械等の進入も悪いということです。16 年までお米を作っておりましたが、それ以降につきましてはこちらの形になっていますので、非農地証明をお願いしたいということです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 12 月 18 日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、昭和 62 年に売買により申請地を取得しています。平成 16 年頃まではお米を作っていましたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 7 番、申請者、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積 m^2、合計 筆の m^2。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和 54 年頃に前所有者である父が、を乾燥させるための小屋を建築し長らく利用してきたが、高齢になり生産を辞めて小屋は老朽化により解体した。現在は雑草木が生い茂っているとのことです。 以上です。
議長	7 番について、農地委員より説明願います。
委員	12 月 23 日、農業委員と私、事務局職員 2 名とで現地確認をしました。申請地は、線の、があります。そこから東、方面へ 10km 行ったところです。中途から左に入って、を通過して 100m 過ぎたところです。向こうから 200m くらいです。申請地は、50 年前頃杵築市がが盛んだったところに小屋を建てていたということです。私もをしていましたが、10 年もしないうちにみんなやめてしまって、荒れている状態だったと思います。現状は原野になっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	7 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。さんは県外に住んでおりますし、管理は近くにいる

	甥御さんに頼むということです。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 12 月 23 日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成 12 年に祖父からの相続により、申請地を取得しています。 前所有者である父が、昭和 54 年頃から、■■■■の乾燥小屋として長らく利用してきましたが、高齢になったことから平成 10 年に生産を辞めており、約 25 年休耕状態とのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に近所に住む甥に管理を任せる予定とのことです。以上です。
議長	只今、「議案第 44 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 44 号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 44 号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第 45 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 7 ページをお開きください。 「議案第 45 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア．利用権の設定（相対契約） 番号 1 番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。設定期間は■■年再設定で、借人の経営面積は田・畑あわせて■■■a です。 申請地周辺は現在、大規模な基盤整備事業を行っており、基盤整備が完了した土地から順次、利用権設定を行うものです。耕作作物はゆずとなっております。 番号 1 番から 4 番の借人である■■■■の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 番号 2 番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。設定期間は■■年新規です。

	番号 3 番、申請人、貸人、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。設定期間は [] 年新規です。 議案書 8 ページをお開きください。 番号 4 番、申請人、貸人、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。設定期間は [] 年新規です。 番号 5 番、申請人、貸人、[] 区、[]、借人、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²。設定期間は [] 年再設定で、借人の経営面積は田・畑あわせて [] a です。 申請地は以前から借人が耕作を行っており、今回、新たに相對契約を結び [] 年間の利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻となっております。 番号 6 番、申請人、貸人、[] 区、[]、借人、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。設定期間は [] 年再設定で、借人の経営面積は田・畑あわせて [] a です。 申請地は以前から借人が耕作を行っており、今回、新たに相對契約を結び [] 年間の利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻となっております。 農地利用集積計画（案）の総数は、合計 [] 筆の [] m²です。 相對契約は今回この [] 件となります。 以上です。
議長	只今、「議案第 45 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 45 号」については、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 45 号」については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第 46 号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 9 ページをお開きください。 「議案第 46 号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に係る農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。 ア．利用権の設定（公社への貸付） 番号 1 番、申請人、貸人、[] 区、[]、借人、大分市、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。設定期間は [] 年新規で、借人の経営面積は公社のためありません。 今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、合計 [] 筆、[] m²、貸し手農家数 [] 戸、借り

	手農家数 〇 戸。ア．利用権の設定面積は、〇 ㎡です。 続きまして議案書 10 ページをお開きください。 イ．利用権の設定（公社からの貸付） 番号 2 番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、〇 区、〇 〇。対象農地は、杵築市〇 〇、〇 筆、〇 ㎡です。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、合計 〇 筆 〇 ㎡、貸し手農家数 〇 戸、借り手農家数 〇 戸、イ．利用権の設定面積は、〇 ㎡です。 続きまして、お手元にお配りしております、（別紙）様式 6-2 農用地貸付調書をお開きください。 番号 1 番及び 2 番の詳細になります。借受人の 〇 〇 さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は 〇 年新規。耕作作物は水稻となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第 46 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 46 号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 46 号」については、「意見なし」として報告します。
議長	次に「議案第 47 号」「農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	農地・管理係の 〇 〇 〇 です。よろしくお願いします。 それでは、議案書 11 ページと、議案に同封の「農地利用最適化推進施策の改善に係る意見書」をご覧ください。 「議案第 47 号」「農地等利用最適化推進施策の改善に係る意見書の提出について」農業委員会等に関する法律第 38 条 1 項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、関係行政機関に対し、農地等利用最適化推進施策の改善に向けた意見書を提出することに意見を求める。 12 月の委員会時に報告事項として皆さんに報告しましたが、その時にいただいた意見を反映して、会長から市長へ意見書として、言い回しや様式の体裁を整えたものになります。 事前にご一読されているものと思いますので、要望の経緯については、ここでの読み上げは省略しますが、農業委員会からの意見の要約としましては、①地域の課題として取り組むよう、区長会や自治協議会への働きかけをする、②新規免許取得者の普及を図るため、わな等の初期投資に必要な用具の貸出又は、購入について助成制度を設ける、③既存の駆除員に対する後継者育成のための助成制度を設ける、の 3 点を市長に提出したいと思います。ご意見等あればお伺いした

	いと思います。 説明は以上です。
議長	只今、「議案第 47 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第 47 号」については、農業委員会等に関する法律第 38 条 1 項の規定により、作成した意見書（案）について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 47 号」については、意見書を市長に提出します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第 6 号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書 12 ページをお開きください。 「報告第 6 号」「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」下記の土地について農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号 1 番、申請人、貸人、[] 区、[]、借人、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。理由は借人の都合で、耕作の見込みがなくなったためです。 番号 2 番、申請人、貸人、[] 区、[]、借人、大分市、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。理由は貸人の都合で、農地法第 3 条に伴う所有権移転を行うためです。 番号 3 番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借人、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。理由は貸人の都合で、農地法第 3 条に伴う所有権移転を行うためです。 以上です。
議長	これで本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和 6 年第 10 回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 10 時 47 分： 終了 ）